

公聴会において意見を述べたい旨の申出書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

郵便番号 ー

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

(関係地域に在勤の方のみ)

勤務先名称

所 在 地

電 話 番 号

川崎市環境影響評価に関する条例（第 2 3 条第 1 項・~~第 6 0 条第 1 項~~）の規定により申し出ます。

1 届出の区分	■条例公聴会における申出 □法対象条例公聴会における申出
2 指定開発行為又は法対象事業の名称	(仮称) 鈴木町駅前南地区開発計画
3 申出の理由及び意見の要旨	
(1) 意見を述べたい事項（環境影響評価に係る事項）《 ☒ をつけてください／複数選択可》 ☐ 地球環境（温室効果ガス） ☐ 大気（大気質） ☐ 土壌汚染 ☐ 騒音・振動 ☐ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土） ☐ 緑（緑の質、緑の量） ☐ 景観（景観、圧迫感） ☐ 構造物の影響（日照阻害、テレビ受信障害、風害） ☐ コミュニティ施設 ☐ 地域交通（交通安全、交通混雑） ☐ 環境配慮項目	
(2) 申出の理由	
(3) 意見の要旨	

注意事項

- 1 条例公聴会又は法対象条例公聴会において意見を述べたい旨の申出ができる方は、縦覧場所に掲示してある関係地域に①住所又は勤務場所を有する方、②農業、林業又は漁業に従事する方、③事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体 です。
- 2 「3 申出の理由及び意見の要旨」の欄には、意見を述べたい事項（環境影響評価に係る事項）、申出の理由及び意見の要旨（条例準備書及び条例見解書又は法対象条例準備書及び法対象条例見解書に対する環境影響評価に係る事項）について、個別的かつ具体的な意見を簡潔に記述してください。
- 3 記載いただいた個人情報は申出の内容の確認及び連絡を行う場合に利用します。また、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に保護・管理します。
- 4 「公聴会において意見を述べたい旨の申出書」の送付先
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境対策部環境評価課
電話番号 044（200）2156
- 5 申出書の提出期限
令和7年5月21日（水）まで（5月21日消印有効）
- 6 ホームページからの申出について
「公聴会において意見を述べたい旨の申出」は次のホームページから行うことができます。
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

🔍 検索 川崎市 アセス図書の公表

